

平成29年度答申第1号
平成29年12月12日

審査庁 上板町長 殿

上板町行政不服審査会
会 長 河 野 和 明

答申書の交付について

行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく下記の諮問について、別紙答申書を交付します。

記

諮問事件名：国民健康保険税減免却下に関する処分

(別 紙)

諮問事件名：国民健康保険税減免却下に関する処分

答申書

1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

2 審査関係人の主張の要旨

(1) 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は次の理由で本件処分の取消しを求めている。

前職を退職し現在失職中で今日所得が激減しており、減免に該当する離職理由については、会社員などで自己都合退職であっても解雇であっても、もしくは自営業の休・廃業であっても失職にはかわりないこと、また、自身は「大腸結核」を患っており治療は終わったが来年2月までは経過観察中であることにより現在生活に困窮している世帯であり上板町国民健康保険税減免取扱要領第2条第1項第2号（以下「減免要件」という。）に該当する。

(2) 処分庁の主張の要旨

処分庁は、審査請求人の審査請求について次の理由で棄却を求めている。

ア 減免要件の解釈については、減免要件中の「生活の中心となる者の死亡、疾病、負傷、失職(解雇)又は事業の休廃止等により、その収入が著しく困難となった者」の失職(解雇)を全ての退職者としてしまえば、国民健康保険新規加入の7割に及ぶ加入者を減免することとなり、減免措置を行う加入者が多数を占める結果となり、財政難である上板町国民健康保険特別会計が成り立たない。

イ 「離職者の医療保険の適用等にかかる留意事項について」(平成21年3月27日付け保発第0327002号厚生労働省保険局保険課長通知・保国発第0327001号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知)で通知された「非自発的な離職等に伴い国民健康保険の被保険者となった者については、離職により収入が激減し、前年所得を基準とした保険料(税)が過重な負担となる場合も想定されるが、相談によりこのような事情が判明した場合は、被保険者の状況を総合的に勘案した上で、必要に応じて、保険料の分割納付や徴収猶予、減免を行うなど適切な配慮を行うこと。」においても適切に実施しているところである。

ウ 疾病による減免要件についても、時系列に整理をしても治療終了後6ヶ月の検診が平成28年8月頃となっていることから、平成29年4月末の退職時の直接的な因果関係とは言いがたい。

3 審理員意見書の要旨

- (1) 一件記録及び上板町国民健康保険税条例（昭和41年条例第200号。以下「条例」という。）によれば、本件処分は、条例の規定に基づいたものと認められる。
- (2) 審査請求人は、本件処分の取消しを求めており、減免要件について自らの拡大解釈により減免対象であると主張するが、それは容認されるものではない。
- (3) 以上から、審査請求人の主張に基づき本件処分を取消すべきであるとはいえず、他にも本件処分を取消すべき理由は特に認められない。

4 調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

平成29年11月 6日 諮問書受理

平成29年11月10日 調査審議

平成29年11月24日 審査請求人に対する口頭意見陳述・調査審議

平成29年12月11日 調査審議

5 審査会の判断の理由

- (1) 審理員の事実認定について

適正に行われている。

- (2) 法令解釈を含めた審査庁の判断について

妥当である。

- (3) 審査会の判断について

本件処分は、審理員意見書のとおり、国民健康保険税減免却下に対し不服を求めるものであるが、条例の適法・有効性や国民健康保険税減免却下の誤り等は見受けられない。

したがって、本件処分は適正に行われたものと認められ、本件審査請求を棄却すべきであるとした審理員意見書の判断についても、これを是認するものである。

上板町行政不服審査会

会長 河野 和明

委員 嘉重 米子

委員 竹内 功

委員 新田 政男

委員 川田 久志